三(1)　役員の氏名の変更

変更前	渡邊　正
変更後	―

(2)　変更年月日　平成二十五年六月二十一日

四(1)　評価員の氏名の変更

変更前	相原　一雄
変更後	―

(2)　変更年月日　平成二十五年五月一日

○関東地方整備局告示第三百四十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年八月二日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　登録番号　関東地方整備局長　25

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　日本建築検査協会株式会社

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	松本　規好
変更後	江刺　規安

(2)　変更年月日　平成二十五年六月十九日

○中国地方整備局告示第百二十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年八月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月二日

中国地方整備局長　栗田　悟

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
岡山市北区建部町大田字ヲフダ四三〇二番から同市北区建部町福渡字袋地九九五番二まで	前	BA	七・五〇～二〇・〇〇（メートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA	一二・五〇～六三・〇〇（メートル）	
	前	BA	〇・九五〇（キロメートル）	
	後	BA	〇・九五〇	
	前	BA	一二・五〇～二〇・〇〇（メートル）	
	後	BA	七・五〇～二〇・〇〇（メートル）	
	前	BA	〇・九七七（キロメートル）	
	後	BA	〇・九七〇	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

国会事項

参議院

議員死去

比例代表選出議員中村博彦は、七月三十一日死去した。

人事異動

内閣

○内閣総理大臣海外出張

内閣総理大臣安倍晋三はマレーシア国、シンガポール国及びフィリピン国へ出張のところ七月二十七日帰朝した。

○外務大臣臨時代理解職

国務大臣　菅　義偉

外務大臣岸田文雄帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

○経済産業大臣臨時代理解職

同　麻生　太郎

経済産業大臣茂木敏充帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

同　麻生　太郎

内閣府特命担当大臣茂木敏充帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償支援機構担当）事務代理を免ずる（以上七月二十七日）

国務大臣　菅　義偉

国家公安委員会委員長古屋圭司海外出張不在中国家公安委員会委員長事務代理を命ずる

同　谷垣　禎一

内閣府特命担当大臣古屋圭司海外出張不在中内閣府特命担当大臣（防災担当）事務代理を命ずる（以上七月二十八日）

○防衛大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

防衛大臣小野寺五典海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣に指定する（七月二十九日）

○総務大臣臨時代理解職

国務大臣　稲田　朋美

総務大臣新藤義孝帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に総務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

同　稲田　朋美

内閣府特命担当大臣新藤義孝帰朝につき内閣府特命担当大臣（地方分権改革担当）事務代理を免ずる

竹歳　誠　寺田　達志　末井　誠史
山川　鉄郎　猪俣　弘司　岡田　憲治
田良原政隆

特命全権大使に任命する（各通）

泉　裕泰

特命全権公使に任命する

特命全権大使　伊藤　誠

願に依り本官を免ずる（以上七月三十日）

人事院

交流審査会委員に任命する（八月一日）

高尾　剛正

公害等調整委員会

（公害等調整委員会事務局総務課調査官）総務技官　川原　修司

経済産業省に出向させる

（資源エネルギー庁長官官房総合政策課企画官）経済産業技官　森本　興

総務技官（公害等調整委員会事務局総務課調査官）に転任させる（以上八月一日）

運輸安全委員会

（事務局長）国土交通事務官　玉木　良知

辞職を承認する

（国土交通省大臣官房付）同　室谷　正裕

事務局長に昇任させる（以上八月一日）

環境省

（厚生労働省健康局水道課水道水質管理官）厚生労働技官　尾川　毅

環境技官（大臣官房付）に転任させる

辞職を承認する（七月七日）

（独立行政法人水資源機構管理事業部長）東　幸毅

環境技官（大臣官房付）に採用する

（独立行政法人環境再生保全機構石綿健康被害救済部長）小林　香

環境事務官（大臣官房付）に採用する

辞職を承認する